



2025 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 チ ェ ン ジ ホ ー ル デ ィ ン グ ス  
代表者名 代表取締役兼執行役員社長 福留 大士  
(コード番号：3962 東証プライム)  
問合せ先 取締役兼執行役員 C F O 山田 裕  
(TEL. 03-6435-7347)

### 監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2025 年 5 月 15 日開催の取締役会において、2025 年 6 月 26 日開催予定の第 23 回定時株主総会における承認を条件として、「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」へ移行することを決議いたしました。これに伴い、定款の一部変更について、同株主総会へ付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、監査等委員会設置会社への移行後の取締役人事につきましては、決定次第、速やかにお知らせいたします。

### 記

#### 1. 監査等委員会設置会社への移行について

##### (1) 移行の目的

当社は、「Change People、Change Business、Change Japan」をミッションに掲げ、「生産性を CHANGE する」というビジョンのもと、人口減少下の日本を持続可能な社会にするための事業展開に注力しております。2025 年 3 月期までの中期経営計画 DJ2 においては「DX×地方創生」を掲げるとともにその戦略の中心として M&A を位置付け、事業の拡大及びビジネスモデルの進化に努めてまいりました。また、経営資源配分の効率化やグループ戦略機能の強化等を目的に持株会社化を行うなど、事業を支える体制整備にも取り組んでまいりました。

次期中期経営計画 DJ3 においては、事業の拡大に加え、DJ2 を通じて拡大した事業をより盤石なものとする 것을目指しており、専門性に特化したグループ会社の増加を踏まえたグループ管理体制の強化及び今後のさらなる成長を実現するための経営基盤の強化が必要であると考えております。

今回の監査等委員会設置会社への移行は、ガバナンス体制の観点から上記の達成を推進すべく、取締役会から執行陣への権限委譲を通じた意思決定の迅速化、取締役会における経営方針・経営戦略を中心とした審議を一段と充実させることによる取締役会の監督機能の強化及びグループ経営の効率化を図ることを目的としております。

(2) 移行の時期

2025 年 6 月 26 日開催予定の第 23 回定時株主総会において、移行に必要な定款変更等についてご承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

- ①上記 1. に記載のとおり、監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除、取締役の員数の変更等を行うものです。
- ②迅速な意思決定と機動的な業務執行が行えるよう、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨の規定を新設するものです（変更案第 29 条）。
- ③機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第 459 条第 1 項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう規定を新設するものです（変更案第 43 条）。
- ④その他、上記の各変更に伴う条数の変更、条文の加除、文言の整理等、所要の変更を行うものです。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

(3) 日程

|                   |                     |
|-------------------|---------------------|
| 定款一部変更のための株主総会開催日 | 2025 年 6 月 26 日（予定） |
| 定款一部変更の効力発生日      | 2025 年 6 月 26 日（予定） |

以上

【別紙】

株式会社チェンジホールディングス 定款変更案 新旧対照表

(下線は変更箇所を示します。)

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第1章 総則</p> <p>第1条～第4条 (条文省略)</p> <p>第2章 株式</p> <p>第5条～第8条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 (条文省略)</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p>3 (条文省略)</p> <p>第10条～第11条 (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条 (条文省略)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当会社の取締役は、7名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の選任及び解任の方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>4 (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> | <p>第1章 総則</p> <p>第1条～第4条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株式</p> <p>第5条～第8条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 (現行どおり)</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が選定し、これを公告する。</u></p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>第10条～第11条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当会社の取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>は、7名以内とする。</p> <p><u>2 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任及び解任の方法)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>4 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4 会社法第329条第3項の規定に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力</u></p> |

(代表取締役)

第 22 条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

第 23 条 (条文省略)

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の 3 日前までにこれを発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

第 25 条 (条文省略)

(取締役会の決議の省略)

第 26 条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該議決につき決議に加わることのできる取締役の全員の書面又は電磁記録により同意の意思表示をしたときは、当該議案を可決する取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

第 27 条 (条文省略)

(取締役会議事録)

第 28 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(新設)

(取締役の報酬等)

第 29 条 取締役の報酬、賞与その他職務上の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、株主総会決議をもってこれを定める。

(取締役の責任免除)

第 30 条 (条文内容の記載省略)

第 5 章 監査役及び監査役会

(監査役及び監査役会の設置)

第 31 条 当社は、監査役及び監査役会を置く。  
(監査役の員数)

を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役)

第 22 条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

第 23 条 (現行どおり)

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の 3 日前までにこれを発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

第 25 条 (現行どおり)

(取締役会の決議の省略)

第 26 条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該議決につき決議に加わることのできる取締役の全員の書面又は電磁記録により同意の意思表示をしたときは、当該議案を可決する取締役会の決議があったものとみなす。

第 27 条 (現行どおり)

(取締役会議事録)

第 28 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 29 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役の報酬等)

第 30 条 取締役の報酬、賞与その他職務上の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会決議をもってこれを定める。

(取締役の責任免除)

第 31 条 (条文内容は現行どおり)

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第 32 条 当社は、監査等委員会を置く。  
(削除)

第 32 条 当会社の監査役は、5 名以内とする。

(監査役の選任)

第 33 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 34 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、その前任の監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第 35 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 36 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(新設)

(監査役会の決議の方法)

第 37 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会議事録)

第 38 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査役会規程)

第 39 条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第 40 条 監査役の報酬等については、株主総会決議をもってこれを定める。

(監査役の責任免除)

第 41 条 当会社は会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

(削除)

(削除)

(常勤の監査等委員)

第 33 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 34 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第 35 条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査等委員の過半数をもって行う。

(監査等委員会議事録)

第 36 条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査等委員会規則)

第 37 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

(削除)

(削除)

2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

#### 第 6 章 会計監査人

第 42 条 (条文省略)

第 43 条 (条文省略)

第 44 条 (条文省略)

(会計監査人の報酬等)

第 45 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

#### 第 7 章 計算

第 46 条 (条文省略)

(新設)

(剰余金の配当の基準日)

第 47 条 当社は、株主総会の決議により、毎年 3 月 31 日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行うものとする。

2 当社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当をすることができる。

第 48 条 (条文省略)

(新設)

(新設)

#### 第 6 章 会計監査人

第 38 条 (現行どおり)

第 39 条 (現行どおり)

第 40 条 (現行どおり)

(会計監査人の報酬等)

第 41 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

#### 第 7 章 計算

第 42 条 (現行どおり)

(剰余金の配当等の決定機関)

第 43 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 44 条 当社は、毎年 3 月 31 日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行うものとする。

2 当社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当をすることができる。

第 45 条 (現行どおり)

#### 附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第 1 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 23 回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の同法第 423 条第 1 項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、第 23 回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前に、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に締結していた、同法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第 41 条第 2 項の定めるところによる。